

平成 20 年度に向けた公共工事の入札・契約制度の主な見直し内容について

平成 19 年度の入札状況の検証等を踏まえ、より適正な競争環境の整備と工事の品質確保を図るため、次のとおり見直しを行い、平成 20 年 4 月から実施します。

1 低入札対策

【目的・効果】

過度な低入札を抑制し、工事の品質確保や事業者の健全経営を図ります。

(1) 土木系工事の最低制限価格の引上げ

土木系工事について、必要な経費を最低制限価格に適切に反映するために、**現場管理費の算入割合を現行の「1/5」から「3/5」に引き上げます。**

これにより、土木系工事の最低制限価格率は、現行の 71.6%から 79.6%（試算）となり、落札率の上昇が見込まれます。

※最低制限価格率(%) = 最低制限価格 / 予定価格 × 100

(2) 低入札価格調査制度の見直し

最低制限価格の引上げに伴い、「低入札価格調査制度」の調査基準価格を引き上げるとともに、適用範囲を、総合評価落札方式の工事及びWTO対象工事に限定します。

これにより、過度な低入札の抑制が期待されます。

2 事業者の技術力・施工力・経営力に対する適正評価

【目的・効果】

事業者の技術力・施工力・経営力をより適正に評価することにより、事業者の育成と工事の品質向上を図ります。

(1) 事業者の技術力・施工力を工事ごとに評価する**総合評価落札方式による発注を拡充**します。

(2) **優良表彰事業者及び実際に活動・待機した災害協力事業者がインセンティブ発注の入札に参加できる期間を2年間に延長**します。

(3) 金融機関等の財務評価による保証を入札参加者に求める**入札ボンド制度を試行**します。(20年度下期)